

《 大 口 定 期 預 金 》

| | |
|----------------|--|
| 商品名 | 大口定期預金 |
| ご利用頂ける方 | 法人および個人の方 |
| 期 間 | 定型方式：1ヵ月・2ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年 期日指定方式：1ヵ月超5年未満 ※定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いが できます |
| お預け入れ | 預入方法：一括預入 預入金額：1,000万円以上 預入単位：1円単位 |
| 払戻方法 | 満期日以後に一括して払い戻しいたします |
| 金 利 | ・お預け入れ時の金利は満期日まで適用します ・金利は店頭の表示ボードをご覧ください |
| 利 息 | ・計算方法：付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算 ・利払方法・頻度： ・預入期間2年未満の場合は、満期日以後に一括して払い戻しいたします ・預入期間2年以上の場合は、中間利払日以後、満期日以後に分割して払い戻しいたします ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日ま での日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します |
| 付加できる特約事項 | |
| 中途解約時の お取扱い | (1) 預入日の1ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合 次のA、B、Cの方式による利率（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下切り捨て） のうち、最も低い利率。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限と します。 A 解約日における普通預金利率 B 約定利率×70% C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは解約日にこの預金の元金を証書表面又は通帳記載の満期日（継続をしたときは その満期日）までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出 した利率。 (2) 預入日の1ヶ月後の応答日以後に解約する場合 次のA、Bの方式による利率（A、Bの算式により計算した利率の小数点第4位以下切り捨て）のう ち、最も低い利率。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とし ます。 A 約定利率×70% B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ |
| 税 金 | ・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税 が追加課税される為、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります ・法人は総合課税となります （次頁に続く） |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>苦情処理措置 紛争解決措置</p> | <p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-00-2085）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> |
| <p>その他参考 となる事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・しんきん通帳アプリ上でのお預け入れはできません。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険の対象となります。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・この預金は大口定期(自由金利型定期預金)規定、大口定期(自動継続自由金利型定期預金)によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。 |